

# 令和3年度 「斜面の点検者に対する安全教育」のご案内

建設業労働災害防止協会新潟県支部（略称：建災防）

平成27年6月に厚生労働省において、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」が策定され、併せて「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」が示されました。

このガイドラインでは、斜面崩壊による労働災害を防止するためには、日々変化する掘削中の斜面の状況を、点検により的確に把握するとともに、発注者、設計者及び施工者が同じ点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性を共有し、対策を講じることとしています。

また、崩壊を予測することが難しい斜面を点検するには、上記安全教育実施要領による「斜面の点検者に対する安全教育」を受講した、一定の知識を有する点検者が実施することが求められます。

このため、建災防新潟県支部では、同安全教育実施要領に基づいた「斜面の点検者に対する安全教育」を下記のとおり開催することといたしましたのでご案内します。

なお、受講修了者には修了証を交付いたします。

## 1 受講対象者

- ・斜面の設計に従事する方
- ・総合工事業者の現場担当者、現場所長等
- ・専門工事業者の職長、作業主任者、監視担当者
- ・斜面の点検を行う調査者

## 2 教育カリキュラム

講習科目（学科）	講習時間
ガイドラインの趣旨・目的、斜面掘削工事での労働災害発生状況	45分
斜面崩壊の危険性に係る情報の共有による労働災害の防止	30分
点検表の使い方及び解説、点検表等の記載例	90分
点検結果に基づく措置、関係法令	90分
合 計	4時間15分

## 3 開催日、会場

地区	開催日	会場	受付期間	申込先	受講料振込先
上越地区	令和3年 12月14日(火)	県災防 上越教育講習会場 〒942-0035 上越市上千原4359-1	定員になり 次第締切ります	〒942-0035 上越市上千原4359-1 建設業労働災害防止協会 上越駐在室 TEL 025-545-5778 FAX 025-545-6484	第四北越銀行直江津支店 普通預金 口座番号 No. <b>1443744</b> 建設業労働災害防止協会 上越駐在室
下越地区	令和4年 1月19日(水)	新潟県建設会館 〒950-0965 新潟市中央区 新光町7-5		〒950-0965 新潟市中央区新光町7-5 建設業労働災害防止協会 新潟県支部 TEL 025-285-7141 FAX 025-285-7144	第四北越銀行県庁支店 普通預金 口座番号 No. <b>1058521</b> 建設業労働災害防止協会 新潟県支部

## 4 受講料

会 員 6,400円、非会員 8,500円（消費税込み、テキスト代含む）

※ 納入した受講料は、お返しできませんのでご了承ください。

## 5 申込方法

受講申込書に記入の上、「受講料振込受領書」のコピーを添付し、申し込んで下さい。

（FAXでの申し込み可）

# 「斜面の点検者に対する安全教育」 受講申込書

受講番号

受講者	(ふりがな) 氏名		生年月日	昭和 平成	年	月	日
	現住所	〒 -					
勤務先	事業所名						
	所属部課						
	所在地	〒 -  ☎ ( ) FAX ( )					
受講会場	上越会場		令和3年12月14日(火)	上越教育講習会場			
	下越会場		令和4年1月19日(水)	新潟県建設会館			
建災防新潟県支部加入 有・無 (何れかに○)			分会名	会員番号			
			分会				

上記のとおり、受講料6,400円（非会員事業所は8,500円）の振込受領書のコピーを添えて申し込みます。

年 月 日

建設業労働災害防止協会新潟県支部長 殿

- (注) (1) 必ず受講者本人が誤字・あて字のないようにご記入ください。  
(2) 受講希望日に○印を付けてください。

個人情報の保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については、本教育の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。